

仕様書

1 案件名称

旭区役所庁舎雑排水槽及び汚水雑排水管清掃等業務委託

2 案件概要

旭区役所庁舎にある雑排水槽及び汚水雑排水管を清掃し、清掃によって生じる産業廃棄物（汚泥）を収集するとともに、発注者が別途契約する産業廃棄物処分業者の指定する場所に運搬する業務である。

3 契約期間

契約日～令和9年3月22日（月）

4 清掃物件

旭区役所庁舎（大阪市旭区大宮1丁目1番17号）における次の物件

（1）雑排水槽

- ・有効容量：2.5 t
- ・数量：1 基
- ・設置場所：機械室（地下1階）

（2）汚水雑排水管

別紙参照

5 作業日時

（1）雑排水槽清掃（計2回）

- ・1回目：契約日～令和8年9月30日（水）の間における閉庁日
- ・2回目：令和8年11月1日（日）～令和9年3月7日（日）の間における閉庁日

（2）汚水雑排水管清掃

雑排水槽清掃（2回目）と同日

（3）作業日時にかかる詳細事項

上記（1）及び（2）における閉庁日とは、「土曜日・日曜日・祝日の午前9時～午後5時30分（ただし、毎月第4日曜日及び年末年始（令和8年12月28日～令和9年1月3日）を除く。）」のことを指す。

作業日時については、契約締結後に発注者、受注者及び発注者が別途契約する産業廃棄物処分業者の三者で協議の上決定する。

また、清掃作業により発生する産業廃棄物（汚泥）を処理場へ搬入する日程については、必要に応じて処理場と調整すること。

6 作業内容

「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準」（平成15年3月25日）に基づき処理すること。

（1）雑排水槽

ア）清掃作業の項目

- ・水槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除すること。
- ・流入管に付着した物質並びに配水管及び通気管の内部の異物を除去し、必要に応じて消毒等を行うこと。

イ）その他項目

- ・清掃終了後、水張りを行い、水位の低下の有無を調べ、漏水のないことを確認すること。

（2）汚水雑排水管清掃

ア）清掃作業の項目

- ・各階トイレ及び給湯室等の衛生設備器具にかかる汚水雑排水管について、高圧洗浄作業や薬剤注入作業による洗管清掃作業を行うこと。また、詰まりや閉塞等が確認された際には貫通作業を行うこと。なお、各配管や器具の腐食が進んでいる可能性を鑑み、必要に応じて事前に管内カメラで確認の上、実施するなど、破損等の恐れのない手段を必ず講じること。

イ）その他の項目

- ・作業実施後、漏水等不良の有無について確認を行うこと。

（3）清掃によって生じる産業廃棄物（汚泥）にかかる収集運搬

ア）廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき処理すること。

イ）事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬にかかる許可証の写しを提出すること。なお、許可事項に変更があった場合は速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。

ウ）産業廃棄物（汚泥）の予定数量

- ・計3.3t（令和7年度実績に基づく。増減が生じることがある。）

エ）産業廃棄物（汚泥）については、発注者が別途契約する産業廃棄物処分業者の指定する処理場（大阪府内を想定）に運搬し、適切に引き継ぐこと。

7 作業実施における注意事項

（1）作業実施に当たっては、特に熟練された作業員を派遣するとともに、作業実施までに「作業員名簿（作業責任者を明示すること）」、「作業行程」及び当該作業員の「検便検査成績書」を提出し、発注者の承諾を得ること。なお、提出書類の様式は任意のものとする。

（2）作業実施までに作業行程等を本市担当職員と十分打ち合わせをするとともに

に、業務時間及び安全対策等について、発注者の承諾を得ること。また、排水設備の構造、配管及び電気系統等を事前に確認し熟知すること。

- (3) 作業のために放出する水は可能な限り無駄にしないようにすること。
- (4) 本作業により槽内から排出された廃棄物は、適正に収集運搬を行い、次項の電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）を用いて報告すること。
- (5) その他、業務の実施に際しては発注者の指示に従うこと。

8 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の収集運搬にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障及び天災等やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の収集運搬ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の収集運搬に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の収集運搬を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の収集運搬を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者に提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

9 履行確認検査

業務が完了したときは、その場で発注者の検査を受けるとともに、作業完了後速やかに「作業報告書」及び「現場写真（清掃前及び清掃後）」を次の期限までに提出すること。なお、提出書類の様式は任意のものとする。

- ・ 1回目：令和8年10月16日（金）
- ・ 2回目：令和9年3月22日（月）

10 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- (3) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。なお、契約後における仕様書の疑義については、本市の解釈によるものとする。

11 再委託の制限

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ・雑排水槽及び汚水雑排水管清掃並びに産業廃棄物の収集運搬
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース及び資料整理等の簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容及び再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質、または目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、またはコンペ方式もしくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

12 その他

- (1) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (2) 契約金額の見積に当たっては、雑排水槽及び汚水雑排水管清掃並びに清掃によって生じる産業廃棄物収集運搬にかかる全ての費用を見積もること。
- (3) 業務用機材に関する諸費用は原則として受注者の負担とする。ただし、作業に要する電気、ガス及び水道代は発注者の負担とする。

- (4) 別途契約中の簡易専用水道の検査について、水質検査業者から書類提供等の依頼があれば応じること。

13 担当

大阪市旭区役所 総務課

担当：高岡・立原

所在地：大阪市旭区大宮 1 丁目 1 番17号

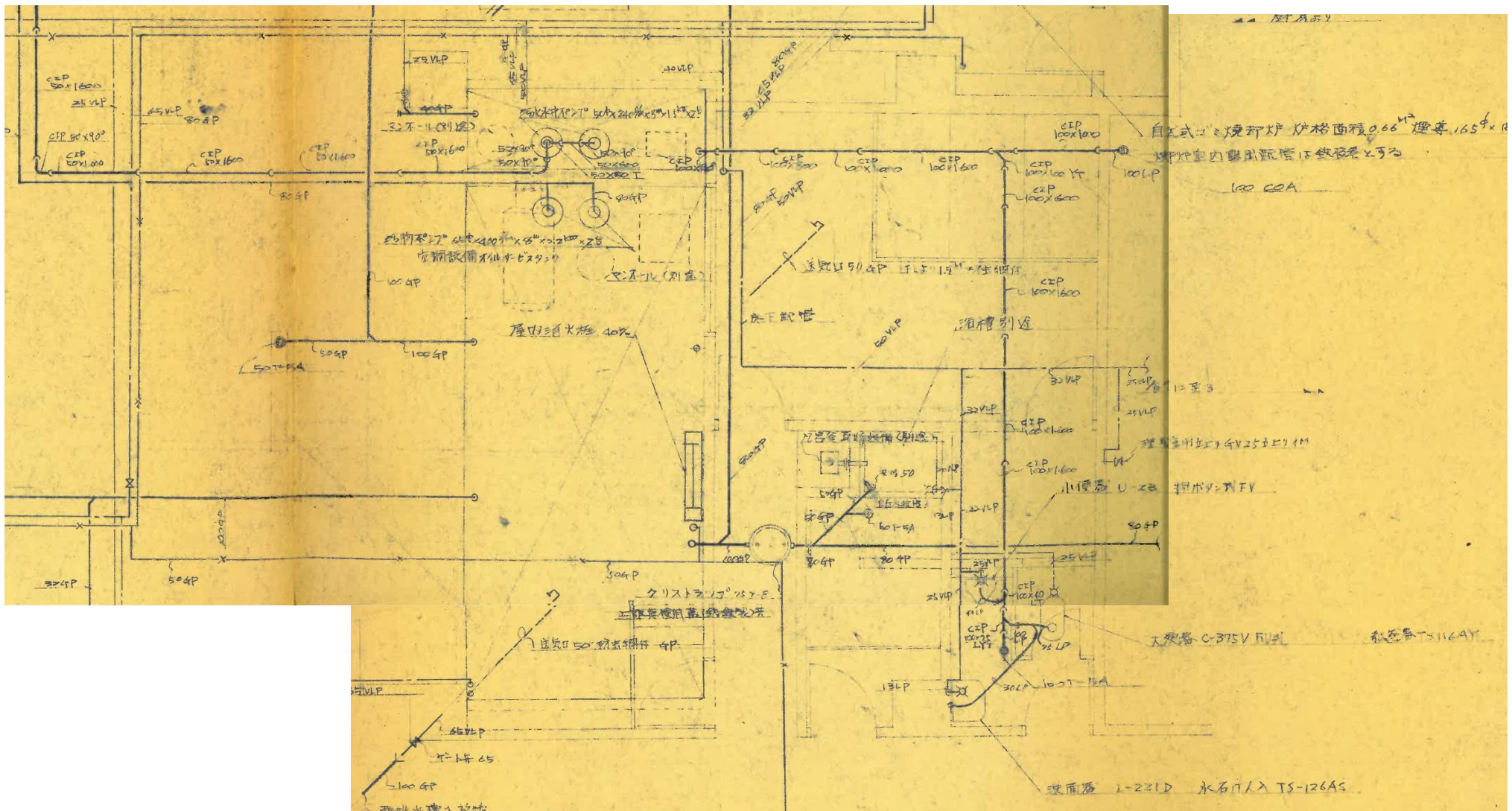
電話：06-6957-9625

ファックス：06-6952-3247

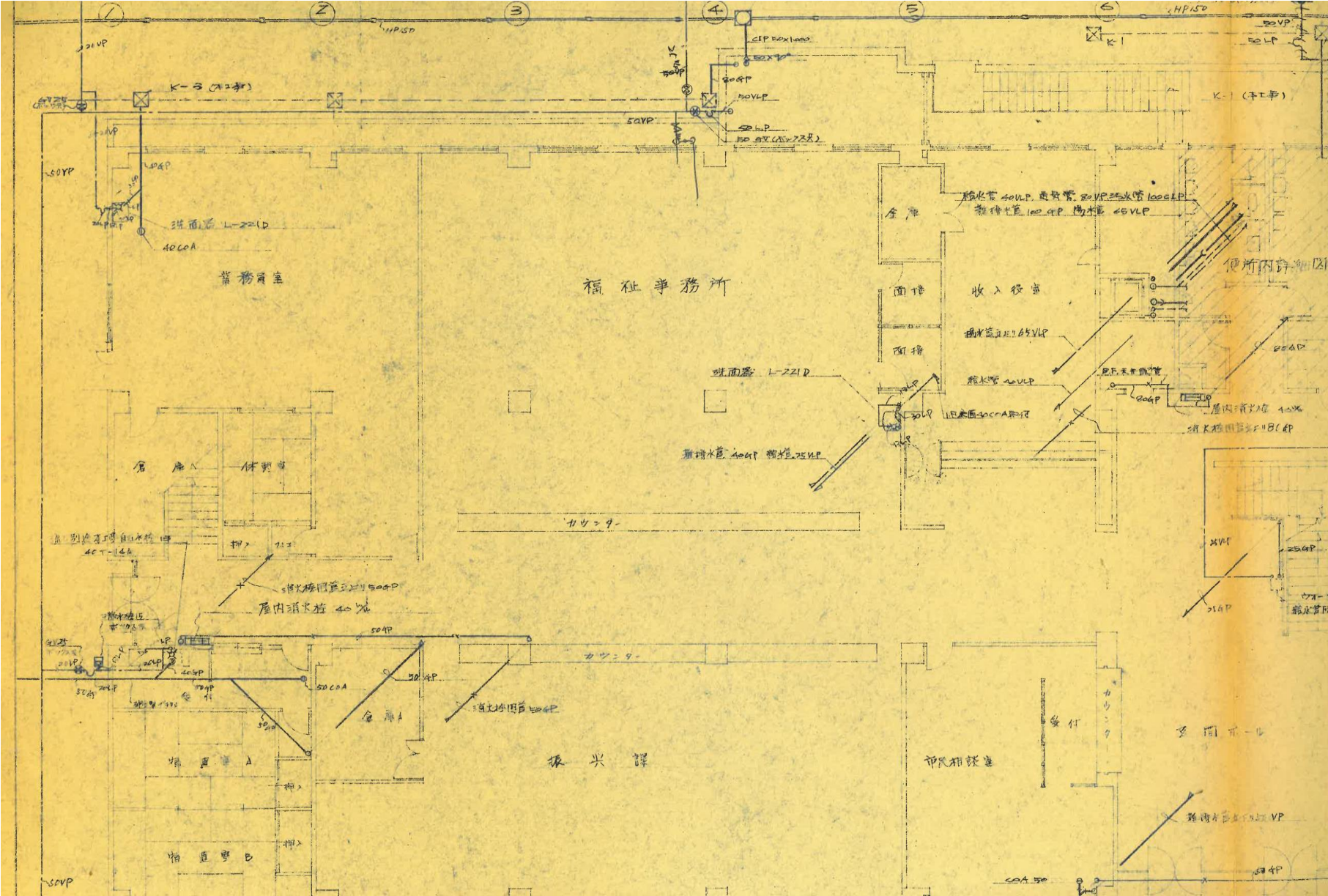
メール：tp0001@city.osaka.lg.jp

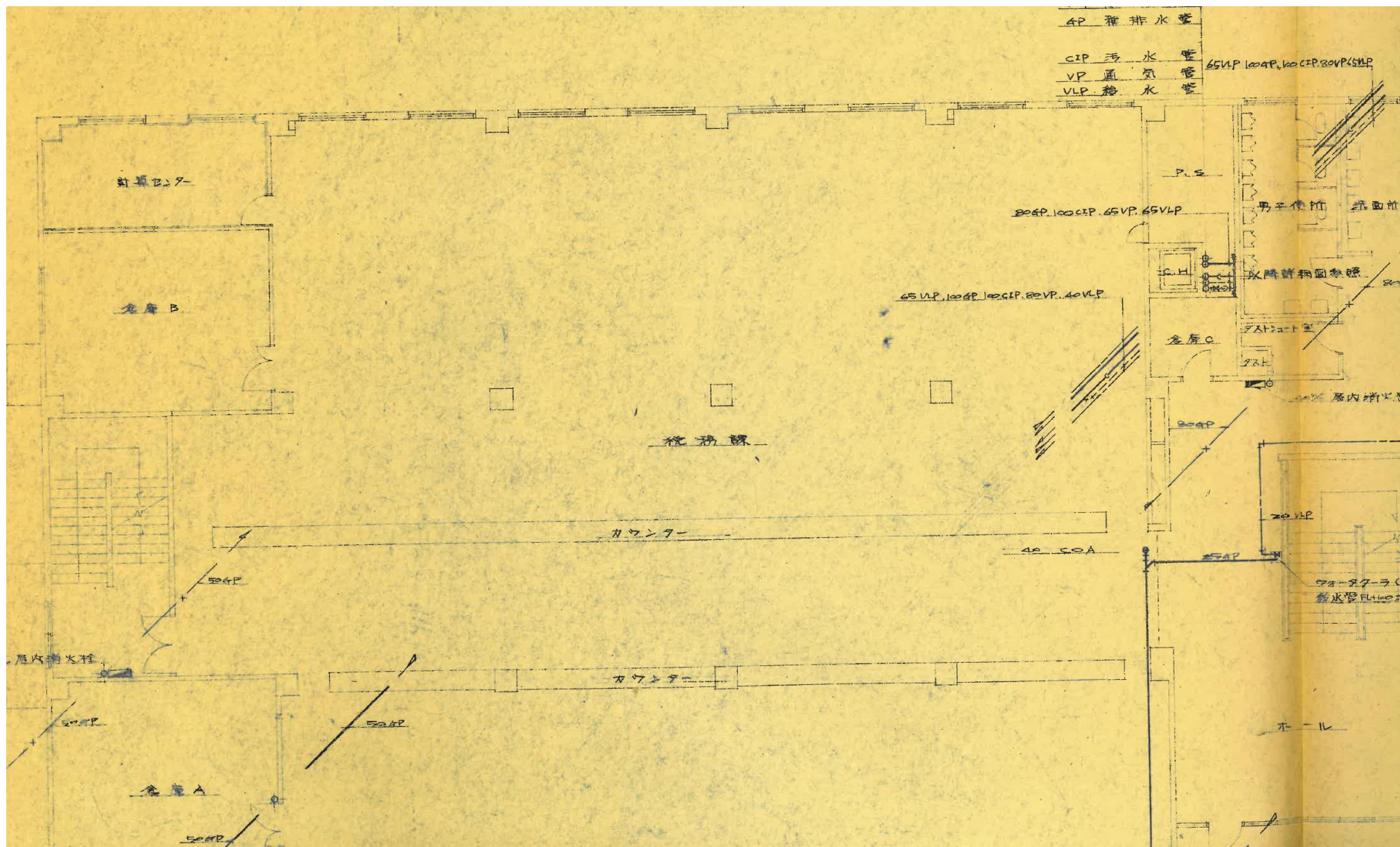
別紙 図面

B 1 F

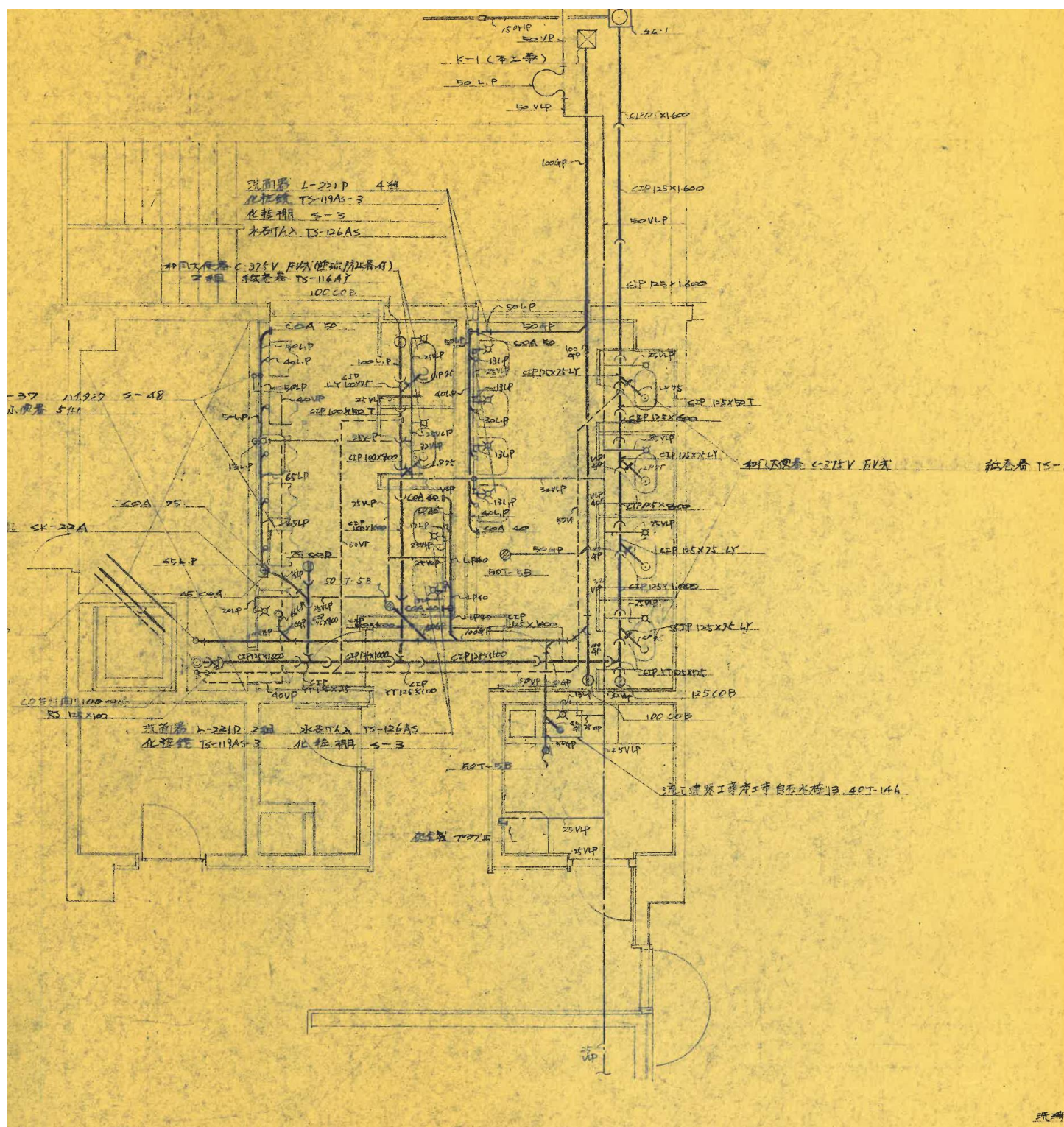


1 F

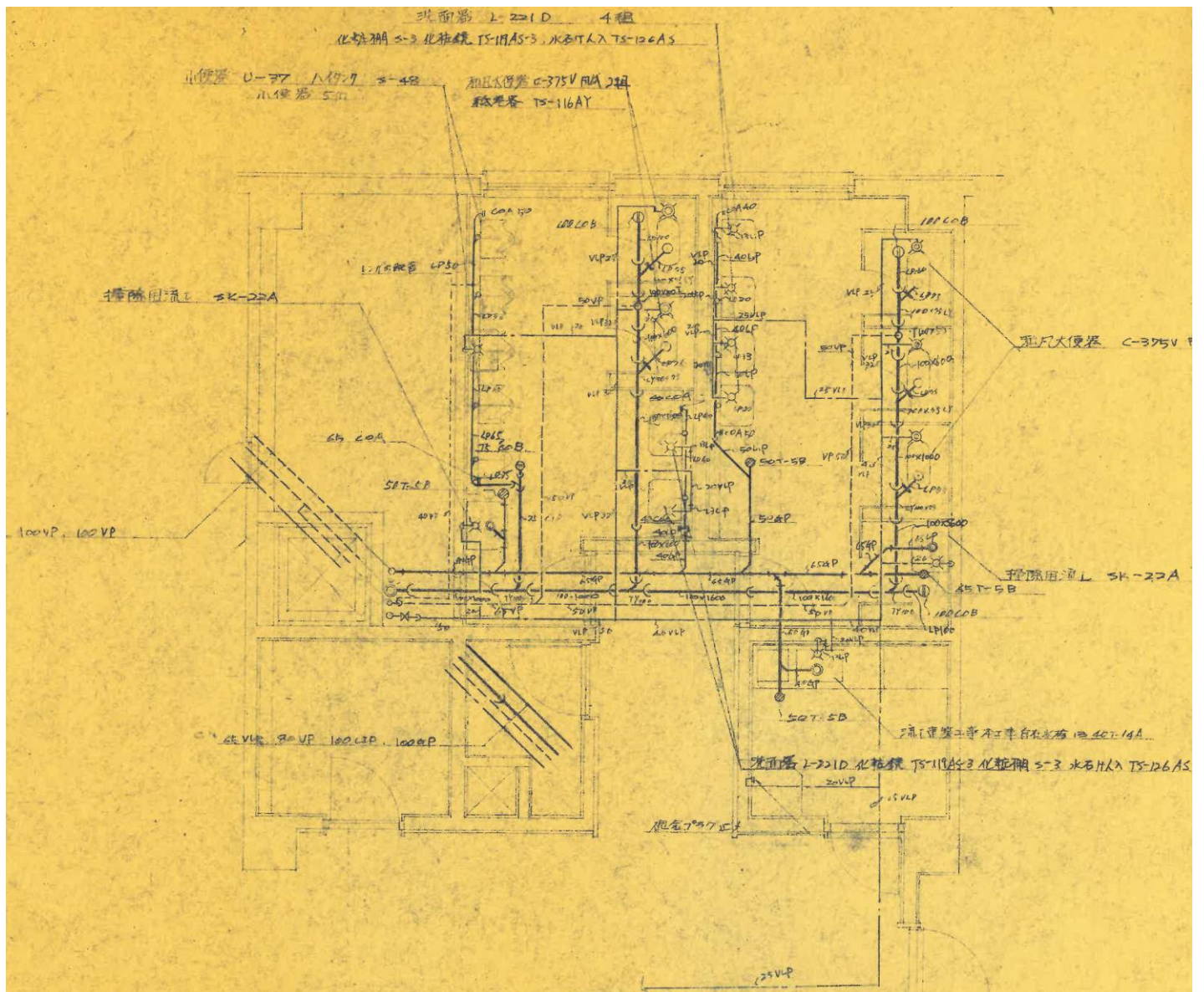


$2F$ 

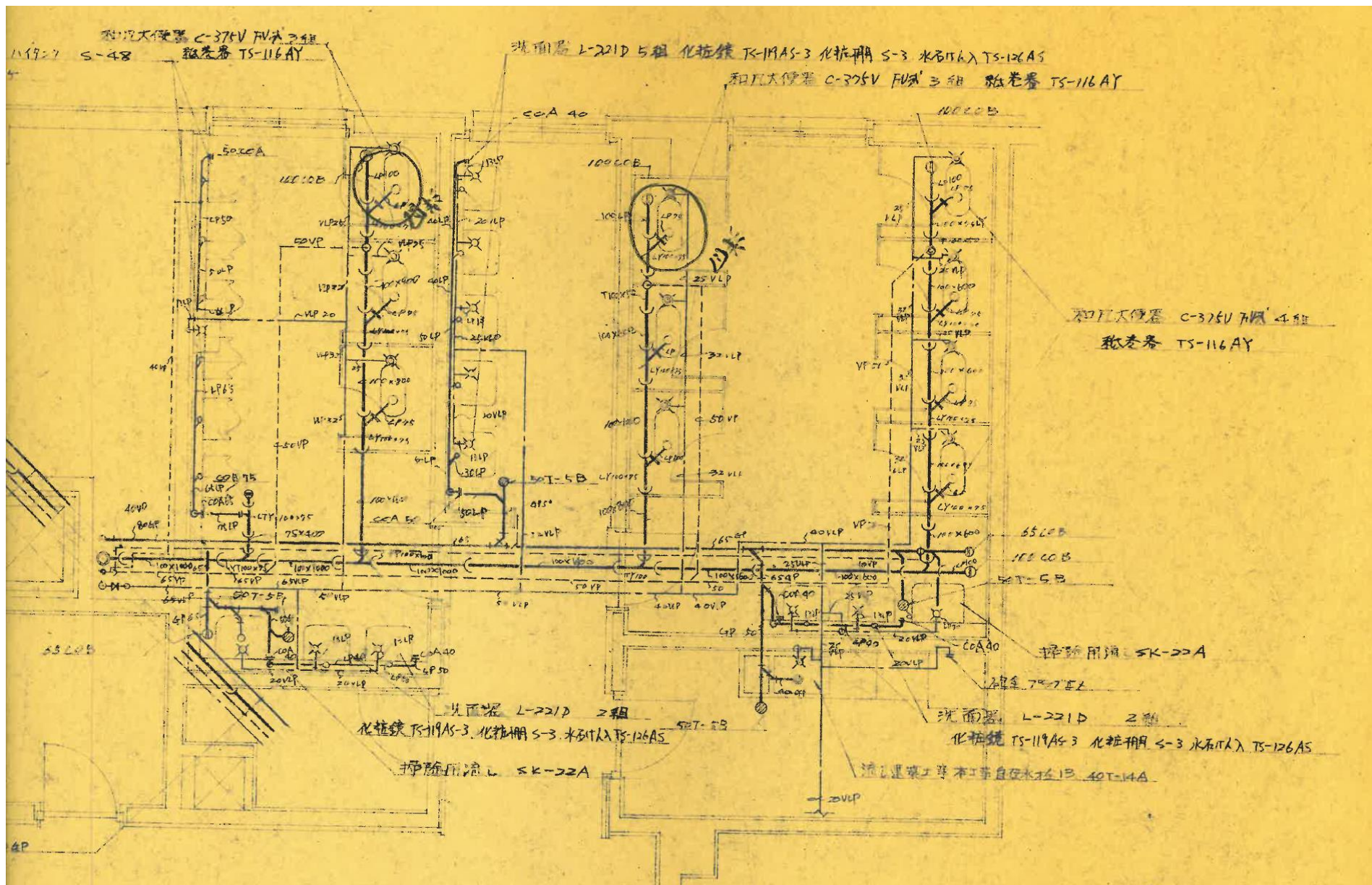
1Fトイレ系統



2Fトイレ系統



3Fトイレ系統



暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

不適正な契約事案の再発防止対策に係る特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者のコンプライアンス担当に報告しなければならない。

(報告先[コンプライアンス担当]：旭区役所総務課 電話：06-6957-9625)

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（旭区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること